

社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関するワーキング・グループ（第8回）配付資料

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/016/siryo/mext_00008.html

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

政策・審議会

>

審議会情報

>

中央教育審議会

>

生涯学習分科会

>

社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関するワーキング・グループ

> 社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関するワーキング・グループ（第8回）配付資料

社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関するワーキング・グループ（第8回）配付資料

1．日時

令和8年6月24日（水曜日）10時00分～12時00分

2．議題

報告書（案）について

その他

3．配付資料

資料1-1 社会教育主事・社会教育士の養成の在り方について (PDF:3.4MB)

資料1-2 社会教育主事・社会教育士に求められる役割・能力等 (PDF:268KB)

資料2 社会教育主事・社会教育士養成の改善・充実に関するワーキング・グループ（第7回）における主な意見等 (PDF:174KB)

参考資料1 養成課程 (PDF:2.1MB)

お問合せ先

総合教育政策局地域学習推進課

電話 03-5253-4111（内線3676）

メール syakyousyuji@mext.go.jp

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。

Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

ページの先頭に戻る

文部科学省ホームページトップへ

(仮題)

社会教育主事・社会教育士の養成の在り方について（案）

令和 8 年 月

社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関する

ワーキング・グループ

目 次

1. 今後の社会教育推進体制を踏まえた学習内容の改善・充実の方向性と 本WGの射程	2
2. 講習に係る制度の基本的な枠組みに関する検討等	
(1) 社会教育主事と社会教育士に必要な学習内容の差異の程度を踏まえた 総単位数の見直しの要否	3
(2) 社会教育主事と社会教育士が受ける講習の同一性の確保の必要性を踏 まえた新講習の枠組み	4
(3) 各科目の具体的内容の検討に当たって踏まえるべき方向性	8
3. 講習への幅広い層の参加促進に向けた見直し	
(1) 講習受講の利便性の向上等	10
(2) 単位互換や分割履修への柔軟な対応	10
(3) 講習の受講に関して任命権者に求められる対応等	11
4. 社会教育の裾野を広げるための方策	
(1) 社会教育に関する導入的講習の活用	12
(2) 受講資格の見直し	13
5. 講習受講後の活躍促進等	
(1) 継続的な研修等の推進	14
(2) 活躍の場の拡充	16
6. 養成課程の見直しについて	
(1) 基本的な枠組みの考え方	16
(2) 見直しの方向性	17
(3) 各科目の具体的内容の検討に向けて	18
7. 今後さらに取り組みが求められる課題	
(1) 講習に関する具体的制度設計の更なる検討	20
(2) 養成課程の見直し等	21
(3) 社会教育の更なる振興に向けて	21

1. 今後の社会教育推進体制を踏まえた学習内容の改善・充実の方向性と本WGの射程

本ワーキング・グループ（以下「WG」という。）においては、中央教育審議会生涯学習分科会社会教育の在り方に関する特別部会がまとめた「審議事項1に関する意見の整理」（令和7年3月）において、下記のような指摘がなされたことを踏まえ、社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関して検討を行ってきた。

「審議事項1に関する意見の整理」において指摘された主な内容

【社会教育人材を中核とした社会教育の推進】

- 社会教育人材をネットワーク化し、点として増えつつある社会教育士の活動の好事例を、線、面として地域の教育力の発揮に発展させていくことが必要。
- 社会教育主事には、学校教育や多様な分野と社会教育（行政）をつなぎ、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引する役割が期待される。また、地域の社会教育人材のネットワーク化を担うことも期待される。

【社会教育主事・社会教育士の役割と講習内容の整理の視点】

- 社会教育主事と社会教育士の異なる役割に応じた養成の改善方策を検討する必要。
- 社会教育士として地域の学びを支援するために必要な学習内容を土台（1階）に、社会教育主事として、地域全体の学びをオーガナイズしていくための学習内容を設けるという2階建てのカリキュラムに再構築してはどうか。

その際も、社会教育士が行政と連携できるよう、1階部分の学習内容に社会教育行政に関する基礎的な学びは必要。

【社会教育士の称号の取得のしやすさの視点】

- 社会教育士の称号取得が容易になるような段階的な仕組みの検討が必要。

今後、社会教育が地域コミュニティの基盤を支える役割を果たしていく上では、教育施策の枠に閉じることなく、首長部局のほかNPOや企業等を含めた関係する様々な分野における施策や活動との連携を推進することが極めて重要である。このため、そうした多様な分野で活躍する者が社会教育士となることを促

進し、社会教育士が社会教育主事を中核とした社会教育人材ネットワークに支えられながら、社会教育としての側面を備えた各種の施策や活動を展開していくような体制を構築していくことが求められている。

このように、今後、社会教育を推進していくに当たっては、社会教育主事とともに社会教育士が重要な役割を果たすことが求められることを踏まえた上で、専ら社会教育主事の養成を前提として検討された現在の社会教育主事講習（以下「講習」とする）の在り方や内容等について、社会教育士にとっても、さらには、社会教育士と連携しながら社会教育行政の中核としての役割を果たすことが求められる社会教育主事にとっても、より適切なものとなるよう見直す必要がある。

本WGでは、「審議事項1に関する意見の整理」で指摘されていたとおり、社会教育主事と社会教育士の役割を踏まえながら、新たな講習（以下「新講習」という。）の果たすべき役割に関する考え方を整理した上で、新講習の対象者や総単位数を含む制度の基本的な枠組みを示すことに主眼を置くこととした。このため、各科目の内容等のより具体的な検討事項に関しては、改善に向けた一定の方向性を示した上で、専門家や実務家の知見等を踏まえた更なる検討を求めることとしたい。さらに、今回示した基本的な枠組みや今後の検討を踏まえながら、社会教育主事の養成課程の在り方についても同様の方向性に沿った見直しが必要である。

2. 講習に係る制度の基本的な枠組みに関する検討等

（1）社会教育主事と社会教育士に必要な学習内容の差異の程度を踏まえた総単位数の見直しの要否

社会教育を推進するに当たっては、自治体の行政計画等において社会教育がどのように取り扱われているかを踏まえることをはじめ、社会教育施設との連携や、活動に対する助成など、社会教育や他の関連分野の行政との関係を考慮する必要が生じることが極めて多い。このため、「審議事項1に関する意見の整理」でも指摘されていたとおり、社会教育士にとっても社会教育行政に関する基礎的な学びは必要である。

一方で、現行の講習内容は、社会教育主事の任用資格を前提とした講習であることから、社会教育主事のみが必要とされる内容については、主事発令を想定せずに社会教育士としての活躍を見込んでいる者のニーズとは、ミスマッチが生じているとの指摘もある。もとより、講習内容については、実施機関ごとに、社会教育主事としての実務的な内容を重視したり、社会教育士として有用な内容をより重視したりする等の工夫がなされているため、一律に論じ難い面もある

が、例えば、社会教育経営論に含まれる「社会教育行政の経営戦略」の内容のうち、行政側の視点を学ぶことを超えた、行政担当者としての実務的な内容等は、社会教育士にとっての学習の優先度は必ずしも高い訳ではないと考えられる。

他方で、生涯学習概論、生涯学習支援論及び社会教育演習の内容や、社会教育経営論のうち上記以外の内容（社会教育行政と地域活性化、学習課題の把握と広報戦略、社会教育における地域人材の育成、学習成果の評価と活用の実際、社会教育を推進する地域ネットワークの形成、社会教育施設の経営戦略）については、今後、どのような内容をより重視していくべきかについて検討すべきものと考えられるが、概して、社会教育主事だけではなく、社会教育士となる上でも必要なものと考えられる。

したがって、仮に、社会教育士を目指す層のニーズとのミスマッチに該当する部分の削減によりその解消を図るとしても、実際に単位数の削減につながる程度の削減になるとは考えられない。

さらに、社会教育士の称号を取得する意義や、社会教育士の専門性に対する信頼を保つといった観点からは、単位数を減らすことに対して慎重であるべきとの意見も強いことや、後述するように、講習の実施方法としてオンラインの活用や夜間や土日の開催を促進することにより受講のしやすさを向上させることも可能であること等を考慮すると、新講習の総単位数については、現行の8単位を維持することとした上で、講習内容の見直しを行うとともに、受講しやすさの向上や裾野の拡大を図るために必要な方策等の検討を進めることが適当である。

（２）社会教育主事と社会教育士が受ける講習の同一性の確保の必要性を踏まえた新講習の枠組み

上記１.のとおり、社会教育主事には社会教育士を含む社会教育人材のネットワークにおいて中核的役割を果たすことが求められている。また、上記（１）のとおり、社会教育主事と社会教育士が学ぶべき内容は、かなりの部分が共通している。

これらを踏まえれば、基本的に社会教育主事は社会教育士でもある、換言すれば、社会教育士であることが社会教育主事を発令する際の要件となるような制度設計とすることが重要と考えられる。

これまでも、社会教育主事講習は、単に社会教育に関する基礎的知識を身につけることにとどまらず、例えば、教える側と教えられる側という二分論ではなく、活動等を通じて共に学ぶといった教育観等を、グループワーク等の協働的な学習活動というプロセスを通して身につける場として、重要な役割を担ってきた。

さらに、社会教育主事講習で共に学ぶことを通じて受講生相互の関係を構築

できることは、社会教育に携わる者同士が共につながりあう端緒や基盤としての役割も果たしており、社会教育人材のネットワーク化が重要性を増す中で、講習のこうした側面にも大きな意義があると考えられる。

特に、多様な社会教育人材の中核となる社会教育主事にとって、様々な分野で活躍する者との協働的な学習活動を通じて、多様な分野にまたがる社会教育の在り方についての知見と認識を深められる機会は極めて重要である。以上のことから、社会教育主事として発令されることを予定している者が、発令を想定せずに様々な分野で活躍する社会教育士となる者と一緒に同一の講習を受けられるような制度を基本とすべきである。

講習の受講は、既に関連する活動を行っている者にとっては、社会教育の素養を身に付けたり、社会教育関係者とのつながりを得たりすることで、活動の質の向上や幅の拡充を図るために、社会教育士の称号の取得を目指すものという位置づけであると考えられる。他方、社会教育主事の発令が予定されている者にとっては、講習を修了することはあくまで社会教育主事としての出発点であり、その後の現職研修や実務経験を通じてさらに資質向上を図ることが期待されるものである。特に、社会教育主事に期待される、多様な分野と社会教育行政をつなぎ牽引する役割に関しては、講習で培われた知見や他の受講生等とのつながりを基礎としつつも、当該自治体の実際の施策や予算・体制等の実状を踏まえるとともに、関係を有する部局や団体との実際のやりとりと並行して学ぶことで身につけられる部分が大きいと考えられることから、社会教育主事としての業務の円滑な遂行ができるよう、発令後の早い段階における現職研修等の充実を図る必要がある。

本WGでは、「審議事項1に関する意見の整理」も踏まえ、講習自体を社会教育士の称号を得るために必要な一階部分と、社会教育主事の発令を受けるために必要な二階部分とに分割する選択肢も含めて検討した。しかし、前述のとおり、講習で学ぶべき内容については共通する部分が多く、社会教育士になる場合でも8単位の取得を求めることが適当と考えられることに加えて、両者が同一の講習を受けることの重要性も考慮すれば、新講習は両者に共通の内容とすることが適当と考える。

そうした制度設計を前提としつつ、併せて、下記①～④のような方策を総合的に推進していくことにより、「審議事項1に関する意見の整理」で指摘されていた課題等への対応を含めて、社会教育人材を中核とした社会教育の推進を図っていくことが可能となるものと考えられる。

- ① 社会教育主事の任用資格を得るための講習として構成されていた従来の科目・内容について、社会教育士として様々な分野で活躍する者のための講習でもあることや、社会教育主事も社会教育士の活躍支援が業務の柱

の一つとなること等を踏まえて、見直しを行うこと（（３）参照）。

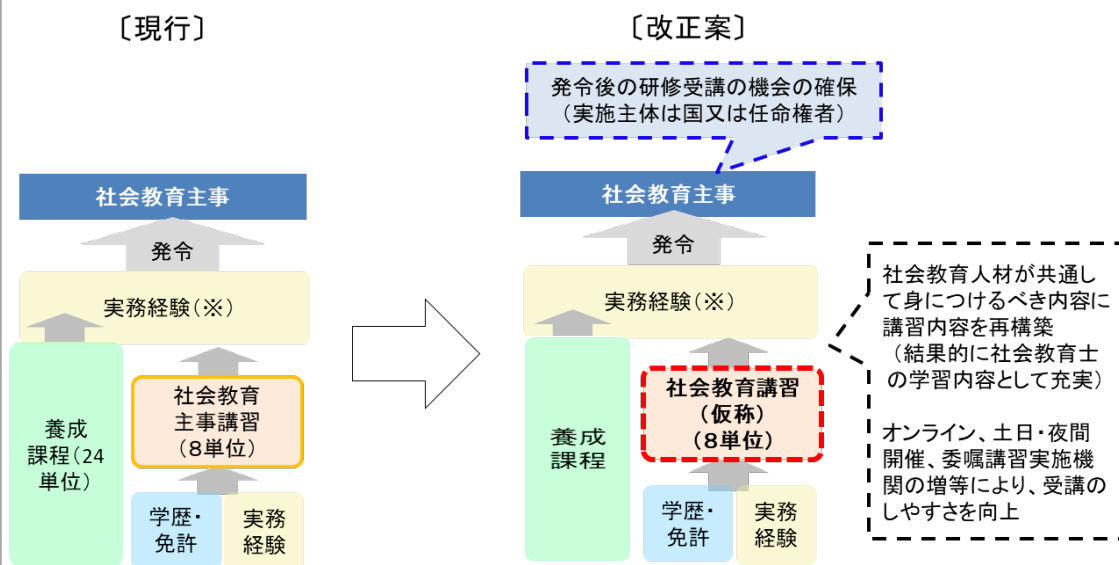
- ② 社会教育主事の資質向上と円滑な業務遂行に資するよう、講習の見直しのみならず、現職研修等、発令後の資質向上のための仕組みの構築・発展を図ること。
- ③ オンラインの活用や土日・夜間の実施など、教育の質の担保に留意しながら、受講の利便性の向上等を一層図ること（３．参照）。
- ④ 社会教育の裾野を広げるために、社会教育を学び始めることの敷居を低くできるよう、導入的講習等を広く推奨していくこと（４．参照）。

上記②に関して、必要な研修を受講させることは任命権者の役割であるが、自治体の規模によっては独自の研修を行うことが困難な場合も想定され、また、他の自治体の社会教育主事とのつながりを持つことが実務を進めるに当たっての支えになる面も大きいことから、都道府県が域内の市町村の社会教育主事に対する研修の機会を提供することが極めて重要である。さらに、各都道府県が社会教育主事が相互に実践に関する情報交換をしたり、それを通じて都道府県を超えたつながりを持てるようにしたりするために、国がそうした研修機会を提供することが求められる。

なお、今回の検討に基づく見直しの一環として、従来の社会教育主事講習や社会教育士の法令上の位置づけを見直すことが見込まれるが、その際、社会教育主事講習という呼称についても、例えば、「社会教育講習」など、新講習が社会教育主事の発令を受けるためだけのものではないことが明確になるような呼称とすることが適当である。

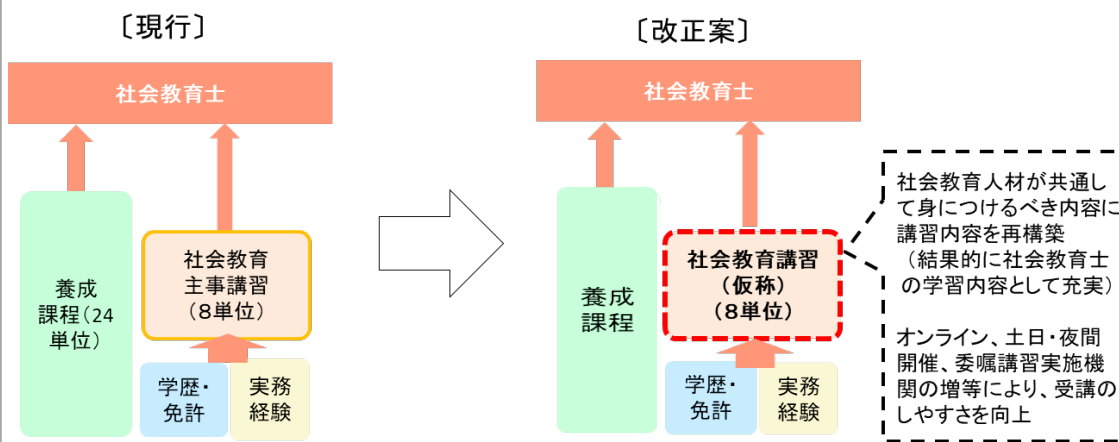
社会教育主事及び社会教育士の養成の枠組みの改正イメージ

●社会教育主事



※ 発令に必要な実務経験(社会教育法第9条の4各号で規定)は、講習との先後は問わない。

●社会教育士



(3) 各科目の具体的内容の検討に当たって踏まえるべき方向性

上記1.でも触れたとおり、各科目の内容に関する具体的な改善内容等については、専門家や実務家の知見等も得つつ更に検討する必要があるが、その際には、次のような点を踏まえながら検討が行われるべきである。

- 上記(2)のとおり、講習は、教える側と教えられる側という二分論ではなく、活動等を通じて共に学ぶといった教育観等を身につけられる場であり、それをグループワーク等の協働的な学習活動というプロセスを通して身につけられる場であることが求められる。
- そのためにも、実践と省察の往還に資する演習的な要素の充実が図られることが望まれること。
- 社会教育の在り方に関する特別部会でも検討されているとおり、社会教育主事や社会教育士等には、社会教育が以下のような特性を有しているとの基本的な理解に基づいた教育活動を実施することが求められている。これは、民主主義と住民自治を醸成するとともに、社会的包摂を推進し、多様性を認め合う共生社会の実現にもつながるものである。
 - ① 活動自体を楽しいものとすることや、参画することの充足感・有用感を感じられるものに通じて、地域住民等による学習その他の活動への主体的・継続的な取組を促すものであること。
 - ② 学習その他の活動に協働して取り組むことを通じて、当該活動に参画する者相互の良好な関係、より具体的には、自分事の範囲が重なり合うような関係（つながり）の構築を促すものであること。
 - ③ 地域課題の解決を図る上で必要な学習その他の活動の促進を通じて、①の楽しさや充足感に根差した主体性の涵養、②の自分事の範囲が重なり合う関係の構築と相まって、地域コミュニティの維持及び形成をはじめ持続可能な社会の実現に資するものであること。
- 上記のような社会教育の実現に資するよう、社会教育主事や社会教育士には、実際の学習や活動に際して学びを支援する力はもとより、活動や事業の企画・実施に当たって社会教育の特性が効果的に発揮されるようにデザインする力が求められる。さらに、学習や活動の参加者同士のほか、行政をはじめとする様々な関係者のつながりを促進することも、活動や事業の円滑な実施における必要な協力を得るということにとどまらず、連携・協力しあえる関係性の積み重ねが地域コミュニティの基盤となるものであることを踏

まえば、社会教育主事や社会教育士に求められる役割として重要である。

- このような社会教育主事や社会教育士に求められる役割や能力について、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」という理念との関係や、より具体的に、学習や活動への参加者をはじめとする「個人」、協働的な学習・活動を行う際のグループや社会教育活動への参加者等の「集団」、そして、社会教育活動を行う地理的な範囲との観点のみならず地域課題への対応の必要性を踏まえるという観点を含む「地域」という3つの層との関係という視点も踏まえながら整理すれば下記の表のようになる。

(表は資料1—2参照)

- なお、社会教育をはじめとした様々な活動において汎用的に活用しうる能力であるコーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力については、例えば、協働的な学習をデザインする際にはコーディネート能力やファシリテーション能力が求められることから明らかなように、社会教育主事や社会教育士がその役割を果たしていく上で必要な能力であることは、これまでと変わるものではないと考えられる。ただし、社会教育主事や社会教育士に求められる能力については、これらの技術的な側面のみから捉えるのではなく、社会教育の特性や、社会教育主事や社会教育士が果たすべき役割との関係を踏まえた捉え方をすることが重要である。
- 社会教育人材ネットワークに関する内容の充実を図るとともに、社会教育行政に関する内容については、社会教育士として活動する際にも関係が深い内容をより重視すべきであること。とりわけ、障害者や外国人のマイノリティーに対する生涯学習や、共生社会の推進に向けた学びという観点を重視すべきであること。
- 多様な分野における、社会教育を取り入れた活動や取組の事例等に触れることができるような工夫が望まれること。
- 各科目の内容や3(2)で述べる単位数の細分化等と併せて、各科目の名称についても、改めて検討することも考えられること。

3. 講習への幅広い層の参加促進に向けた見直し

(1) 講習受講の利便性の向上等

社会教育特別部会でも議論されているとおり、従来、社会教育を行う者としては、公民館主事や青少年教育施設職員のように社会教育が本業である者、本業とは別に地域活動等に携わる者が主に想定されてきた。しかし、今後は、学校教育のほか、地域振興・福祉等の教育以外の分野、さらに、地域とのつながりが深い民間企業などで本業を持つ者で、その本業において社会教育の素養を活かそうとする者についても、社会教育人材としての活躍の促進が期待される。

また、地域では自治会、民生委員や消防団等多様な主体が地域課題の解決に向けて取り組んでいるほか、これらの主体を構成員とし、地域の暮らしを守る取り組みを行う地域運営組織（RMO）が各地で設置されている。RMOの中には、公民館活動を基盤として発展した団体や地区公民館や図書館等を活動拠点とする団体も一定数存在するなど、社会教育と密接な関わりを有している。

このため、こうした社会教育以外を本業とする者や組織的に地域活動を行う者にとっても社会教育士が魅力的なものとなり、かつ講習に対するアクセスの可能性を高められるよう、改善を図ることが重要である。

具体的には、教育の質に配慮しながら受講者の負担軽減も図れるよう、オンラインや土日・夜間開催の促進など、柔軟な受講機会を提供するほか、講習を実施する機関の増加を図り、より身近な場所で受講できるようにするなど、受講しやすい環境の整備を促進することが必要である。

(2) 単位互換や分割履修への柔軟な対応

現在、司書や学芸員の資格を得る際に履修した生涯学習概論を、社会教育主事講習の生涯学習概論の履修とみなし単位認定できるほか、公益社団法人全国子ども会連合会が行う「地域推進コーディネーター研修」が、「社会教育主事講習科目の履修に相当する水準を有すると認める学修（以下、「大臣認定学修」という。）」として文部科学大臣の認定を受けており、生涯学習支援論の履修として単位認定されるという例がある。このような特定の講習科目の受講と代替する他の研修等の大臣認定を進めることは、受講のしやすさの向上とともに、社会教育人材の裾野を広げる上でも有用であることから、さらなる促進が期待される。

しかしながら、今のところ、こうした認定が更に広がる兆しは見えていない。

その一因として、現行の講習の科目は二単位であることから、それとの代替を行うには、相当程度まとまった学習量が求められることも影響しているものと

考えられる。

また、今後、推進することが期待される導入的講習は、その性質上、短期の学習となることが想定されるが、そのうち一定の水準を満たすものについて、大臣認定学修として講習科目との代替を認めることも検討することとされている。

これらを踏まえれば、一科目の単位数を細分化することは、代替を促進し、社会教育人材の裾野を広げことに資するものと考えられる。

さらに、学習単位の細分化は、他の学修との代替を容易にするだけでなく、受講者の都合により、各科目を分割して受講する場合においても、より小さい単位で柔軟に対応することを可能とする効果もある。

このため、各科目の単位数を細分化することについて、こうした利点も十分に踏まえながら、今後の各科目の具体的な内容と併せて検討すべきである。なお、単位数の細分化は、短期集中型の講習を受講しづらい方等がより受講しやすくなる、あるいは科目代替を促進するための方策として有効であるが、一方で講習は、講習全体を通じて得られる教育効果を意識して設計されるよう留意することが重要である。各講習実施機関の判断によって、複数の一単位科目について、内容の関連性等を踏まえながら、それらに相当する複数単位の科目を開設することも可能とし、実施機関ごとの創意工夫の余地が確保されるものとするのが適当である。

（３）講習の受講に関して任命権者に求められる対応等

社会教育主事の発令をするに際しては、あらかじめ計画的に社会教育主事養成課程の修了者を採用したり、任用資格を有する者を専門職採用したりすること、また、任命権者が発令を見込んでいる者に講習を受講させておくことが求められる。さらに、人事上の都合等により、該当するポストに異動した後に、職務の一環として講習を受講させ、その修了後に社会教育主事を発令することも考えられる。しかし、市町村における社会教育主事の配置率は低いのが実情であり、社会教育主事の発令が法令上求められていることを周知するとともに、その前提となる講習の受講の一層の促進を図るべきである。

もとより、社会教育主事は、社会教育法において各教育委員会に必置とされている専門的職員であり、今後、社会教育人材の活用・活躍の促進を図る上で中核的な役割を担う者であることが期待されている。そのため、社会教育主事への発令が滞りなく行えるよう、国からの委託による講習実施を継続することで、社会教育主事に任用される可能性がある候補者が幅広く講習を受講しやすい環境を確保することが必要である。

また、社会教育主事のほか、公民館主事や青少年教育施設職員のように社会教

育が本業である者にとっては、受講したことの成果が直接的に業務に還元されることが見込まれることから、各自治体においては、こうした社会教育関係職員が、業務の一環として講習を受講できるようにすることが望まれる。このほか、実際の業務との関連性に応じて、受講に当たって自己啓発休暇の取得を認めることなども考えられる。

4. 社会教育の裾野を広げるための方策

(1) 社会教育に関する導入的講習の活用

今回の見直しでは、新講習の内容等については、活躍する場の行政の内外を問わず、すなわち、社会教育主事の発令を受けずに社会教育士として活躍する場合においても、そこで学んだ社会教育の素養等が、活動の質の向上等に資するものとなるよう改善を図ることとし、新講習の総単位数は減らさないことから、社会教育の特長や基礎を手始めとして学ぼうとする者にとっては、講習受講の負担が重めであることは否めない。

このため、社会教育の裾野を広げる観点からは、より平易かつ短期間で社会教育の基礎的な内容を学ぶことができる導入的な講習（以下「導入的講習」という。）を広く実施していくことが効果的であると考えられる。

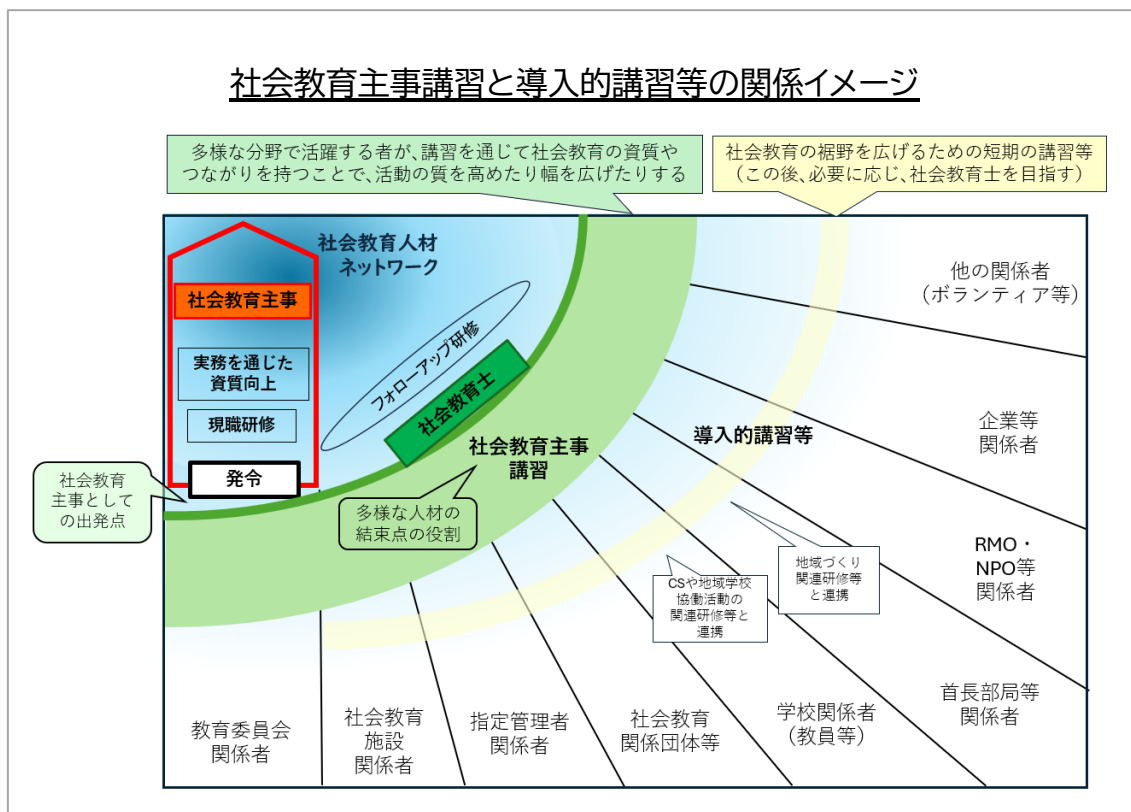
導入的講習については、社会教育主事講習のように内容等を制度として一律に定めることはせずに、それぞれの講習等の目的、対象者、実施者等により様々な内容及び形態をとりうる緩やかな仕組みとすることが、多様な者へと社会教育の裾野を広げていくという趣旨に合致するものと考えられる。

導入的講習の典型的なものとしては、社会教育主事講習のダイジェスト的な内容を学ぶことができる短期の講習として実施するものなどが想定される。実際に、こうした講習に対するニーズもあり、既に実施している自治体もあることから、優良事例の把握と周知を図ること等により、より多くの自治体における取組を促進することが重要である。

こうした典型例のほか、例えば、学校教育との関係では、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に関する講習において社会教育に関する内容を充実したものも、導入的講習としての一定の役割を果たしうるものと考えられる。同様に、地域振興に関する首長部局における講習と連携を図ることも考えられる。

他方で、受講者の目的や意欲等にもよるが、導入的講習の受講を契機として、今回の見直し後の新講習の受講へと繋げる役割を果たすことも期待され、この観点からは、内容に応じて科目代替を可能とするなど、インセンティブを付与すること等も考えられる。なお、こうした仕組みを導入することは、導入的講習へのインセンティブの観点だけでなく、全体的な制度との関係も考慮する必要がある。

あることから、具体的な制度設計については、更に検討を進めることが必要である。



（２）受講資格の見直し

現在の社会教育主事講習の受講資格は、社会教育主事の任用資格を踏まえながら、その要件の一部（経験年数等）を緩和するような形で規定されている。

しかしながら、今後は、社会教育人材ネットワークを活用しながら社会教育行政を推進する体制を前提に考えれば、社会教育士として多様な分野で活躍する者を育成・確保していくことが不可欠である。

この観点からは、例えば、社会教育との親和性が高く、こうした趣旨に見合う、例えば民生委員や保護司としての実務経験や、地域運営組織（RMO）における活動実績といった他分野における実務経験等を新たな受講資格として認めることが考えられる。なお、より広く受講資格を認めていく観点から、一定の水準を満たす講習等を修了したことを新たな受講資格として追加すること等の適否について、現行の受講資格とのバランスを踏まえてさらに検討することも考えら

れる。

このため、新講習に関する他の検討事項と併せて、これらの具体的な内容についても、引き続き検討する必要がある。

5. 講習受講後の活躍促進

(1) 継続的な研修等の推進

講習や養成課程を修了することはあくまで社会教育主事としての出発点であり、その後の現職研修や実務経験を通じてさらに資質向上を図ることが期待されるものである。社会教育主事として発令される者については、発令後の現職研修等によって、社会教育主事の業務をより円滑かつ効果的に実施していけるようにすることが必要であることは、上記2.(2)でも触れたとおりである。

こうした事後的な研修の機会は、社会教育士として活躍する者にとっても、実践と省察の往還の場となり得るものであり、知識をアップデートしたり、他の社会教育士の取組から学んだりする上で重要であり、また、社会教育士が他の社会教育士や社会教育主事とのつながりを維持していくことにも資するものである。

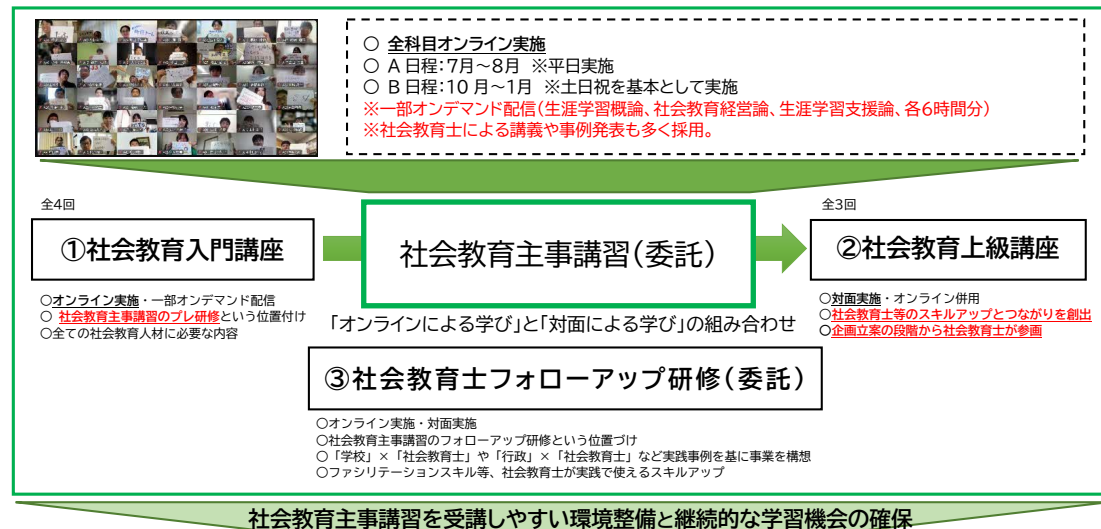
このため、行政側においても、社会教育人材ネットワーク構築の一環としての意義を含め、広域的な研修の機会を作っていくことが重要であり、こうした継続的な研修等の役割を踏まえて、都道府県域においてその実施・充実を進めることが必要である。

その際、講習の実施機関である大学や養成課程を置く大学が、都道府県と連携して修了者向けの継続的な研修等の機会を提供する役割を担っていくことも考えられる。

なお、都道府県や社会教育関係団体等による、既存の研修の機会は多く存在すると考えられることから、各都道府県において、まずはこれらを把握し、体系的に整理した上で、関係者が受講しやすいよう情報提供することも重要である。

《事例紹介》 段階的な研修の事例

令和7年度社会教育主事講習を軸とした研修事業について 北海道立生涯学習推進センター



社会教育人材の資質・能力の更なる向上と社会教育人材の多様な場での活躍促進

<北海道立生涯学習推進センターでは、社会教育主事講習を主軸として各研修事業を実施>

	①社会教育入門講座	②社会教育上級講座	③社会教育士フォローアップ研修
目 的	社会教育主事講習を受講する前の段階のスタートアップ支援	社会教育主事講習後における社会教育人材の伴走支援型のスキルアップと社会教育人材のネットワークの構築	社会教育士の実践的な学びによる資質向上と社会教育人材のネットワークの構築
概 要	全4回・オンライン実施(一部オンライン) ○生涯学習・社会教育に関する基礎的事項や今日的な課題について ○社会教育で学ぶ！使う！生成AI～デジタル活用を通じた人づくりと地域づくり～など	全3回・対面及びオンラインによるハイブリッド ○NPO 法人における社会教育士の実践 ○対話によるコミュニケーションの実践方法 ○社会教育士は必要か～対話による自分の強み発見会	全3日間・対面及びオンライン実施 ○社会教育士の実践事例から学ぶ、関係機関等との連携 ○「やってみたい」を叶えるための事業立案 ○グラフィックファシリテーションの技法 など
成 果	○社会教育に興味・関心のある方が社会教育主事講習受講を決める前に社会教育について学ぶことができた。 ○年度当初に講座を行うことで、若年層の社会教育行政職員が社会教育の基礎的な内容を学ぶことができた。	○現年度の講習修了者をメインとした有志の会に対して、伴走支援を行い、講習の学びを活かす場を創出した。 ○社会教育主事講習の過年度の修了生にとって、社会教育を学び直す機会となった。 ○社会教育主事講習の複数年度の修了生が関わり、多様な人材によるネットワークの構築に寄与することができた。	○当センターの社会教育主事講習修了生だけでなく、養成課程における社会教育士も参画し学び合った。 ○社会教育士の実践発表及び交流の場となった。 ○社会教育士が実践に役立つスキルアップができた。

（２）活躍の場の拡充

社会教育士の称号の取得促進を図る制度の見直しと併せて、社会教育士の活躍の場を広げていくことも、社会教育を推進していくために必要な車の両輪ともいうべき重要な課題である。

特に、公民館は、地域における社会教育の振興を図る上で拠点となる施設であり、公民館主事が各種の事業・企画等を行ったり、利用者や団体等の活動の活性化を促したりする上で必要となる資質等は、社会教育士の専門性と概ね重なるものである。このため、公民館主事には社会教育士の称号を取得することが強く望まれるところであり、行政においても例えば、社会教育士の称号を有する場合には公民館主事の採用や処遇等において一定の優遇措置を設けることも望まれる。

公民館以外の他の社会教育施設においても、当該施設の本来業務や各種の企画を通じて、住民が自主的に学び・活動することを支援していく上で、社会教育士の専門性は極めて有効なものと考えられる。したがって、社会教育施設における社会教育士の配置を推進したり、指定管理者に対して事業や企画を行う職員として社会教育士の称号を有する者を置くことを公募要件や契約内容に盛り込んだりする取組が、自治体による社会教育行政の主導により進むことが期待される。

このほか、社会教育人材の活躍を支える取組として、都道府県など広域行政において社会教育人材ネットワークを構築し、活用を進めていくことや、社会教育士等による自主的な活動を適切に支援していくことも求められる。

また、地域における社会教育活動そのものに対する支援のみならず、例えば、社会教育以外を本業とする者が社会教育の素養を活かして、本業における活動や取組に社会教育的な側面を持たせていくことも、活躍の場の広がりの一つの在り方とも考えられることから、そうした認識や取組事例の共有を進めることも重要である。

6. 養成課程の見直しについて

（１）基本的な枠組みの考え方

現行の養成課程の科目・内容は、社会教育主事の任用を前提として構成されており、講習と同様に、社会教育士として様々な分野で活躍する者のための課程でもあること等を踏まえた見直しが必要である。

見直しにあたっては、2. の基本的な枠組みで示した講習の見直しの方向性を踏まえ、養成課程においても、社会教育主事・社会教育士共通の課程を基本的な

枠組みとすることが適当と考えられる。

(2) 見直しの方向性

養成課程は、社会教育の実務経験等を受講資格とする講習と異なり、実務経験を持たない学生が課程修了後に1年以上の実務経験を経て社会教育主事として任用されることを想定して構成されている。今後、大学卒業直後から地域社会の多様な場で即戦力として活躍できる社会教育士を養成する課程であることも踏まえ、以下の観点から見直しを行う必要がある。

① 実践力の向上

養成課程で学んだ学生が、卒業後に社会教育士として地域における多様な領域で活躍できるよう、実践と省察の往還を行える演習や実習等の機会を充実し、地域社会での実践力をより高められる内容へ見直しを図る必要がある。

併せて、今後の養成課程は、大学及び地域における実習等の機会を通じて、学生の地域活動に対する興味・関心を高めたり、地域の教育資源を発見・活用する視点を持てたりすることなどにより、地域コミュニティの基盤を支える社会教育の担い手を育成する養成課程となることが期待される。そのため、養成に係る地域との連携・協力関係を構築していくことが重要である。

② 社会教育士養成の質向上と拡充

社会教育士の称号取得者は令和7年度現在約1万2千人まで増加しているが、今後、多様な分野の地域活動に社会教育の手法を取り入れ、地域コミュニティの維持・形成につなげていくためにも、各地域に十分な人数の社会教育士が存在することが期待されており、社会教育士の質的・量的な抜本的拡充を図る必要がある。

例えば、社会に開かれた教育課程を実施するにあたり、特に総合的な学習や探究の時間において学校と地域の連携・協働の重要性がますます高まっている状況を踏まえれば、こうした活動の充実に向けて、将来の教員となる学生が社会教育の専門性を身に付けることも期待される。

教員免許制度の見直しの一環として教職課程において学生が身に付けることが提唱されている「強み」や「専門性」の中でも重要なものの一つとして、社会教育士の称号の取得が促進されるよう、社会教育士の養成課程が教職課程としっかりと連携していくことが重要である。これにより社会教育士の称号を有する教員が増えることは、総合的な学習と探究の時間の更なる充実とともに学校と地域の連携・協働がより進むだけでなく、社会教育主事の配置率向上にも資するものと考えられる。

社会教育士養成の質の向上と拡充に向けては、社会教育士として最低限必要な資質能力が確実に育成されるよう、求められる能力・専門性との関連性、想定される活動分野等を踏まえて科目構成を見直すとともに、学生の講義外の学習も確保する単位の実質化を図った上で、単位数を精選する必要がある。

同時に、学生は学生生活と養成課程との往還を通じて社会教育への理解を深め、自らの価値観を形成していくとの指摘もある。学生が自らの大学での専門分野の学びや経験を社会教育とのつながりの中で捉え直し、社会教育士としての専門性として発揮できるよう、科目間の関連性を一層重視する必要がある。

（３）各科目の具体的内容の検討に向けて

講習科目同様、「生涯学習概論」、「生涯学習支援論」、「社会教育経営論」、「社会教育演習」は、社会教育士となる上でも共通して必要な内容であり、大卒において現在の枠組みを基本とするが、社会教育主事のみならず社会教育士の養成の観点から、どのような内容をより重視していくべきか、各科目の具体的内容については、今後、新講習の内容と併せて検討していく必要がある。

本WGでは、（２）の見直しの方向性を踏まえて、科目構成に係る試案を検討した。実践と省察を通じた高い実践力を身につけ、社会教育を通じた地域課題の解決につながる確かな学びとなるよう、「社会教育実習」（必修）で事前・事後学習等を充実し、省察として振り返りの機会等を充実する必要がある。このため、「社会教育実習」の単位数を１単位から２単位に増やすなど、内容を見直すこととする。事前・事後学習の充実に加え、大学の創意工夫の一環として、例えば実習期間を延長したり、社会教育士となった後の多様な場での活動を見据えて実習先も多角化したりすることなども考えられる。

また、各科目で学んだ内容を有機的に統合できるようにするため、学びを振り返り、総括し、グループ討議や事例研究等を通じて学生同士で知識・経験を共有する機会を充実し、大学で得られた専門性を活かして、学生が実際に学びの場づくりや地域づくり等を企画できる実践力を育成する「社会教育総合実践演習（仮称）」を必修科目として新設することが考えられる。このような新設科目の内容を踏まえ、２単位程度の学修が必要と考えられる。

一方で、現状において、選択必修科目（「社会教育実習」・「社会教育演習」・「社会教育課題研究」）の一部で総括的な演習を行っている大学があることも考慮すれば、「社会教育総合実践演習（仮称）」と選択必修科目を組み合わせで開講するような工夫も考えられる。

このため、「社会教育総合実践演習（仮称）」を２単位又は１単位とし、選択必修科目を２単位又は３単位として、これらの合計単位数を４単位程度とするこ

とが考えられる。

このほか、養成課程における「社会教育特講」は、学生に社会教育主事としての幅広い視野と社会的関心を持たせ、専門的内容についての理解を図る目的で設置されている科目である。「社会教育特講」は、大学、課程が置かれる学部等の特色に応じて多様な内容が選択できる科目であり、例えば生涯スポーツや歴史文化、地域産業等、各学部が提供する多様な領域における社会的課題と社会教育との関係について学ぶことができる。

社会教育主事は、様々な分野で社会教育を行う者に対して指導助言を行い、社会教育計画の立案等に携わることから、幅広い社会教育の活動領域や様々な現代的課題について理解を求められる。

一方、社会教育士は自らの職業や、取り組んでいる地域活動に関連した専門性を活かした活動を行うことが主として想定される。学生が大学で学ぶ専門性との関連性が高い選択科目に集中して取り組めるようにすることで、それぞれの専門性を活かせる社会教育士を養成することが期待される。今後の養成課程は社会教育士を養成することになるため、こうした違いを踏まえて「社会教育特講」の単位を見直すことも考えられる。

今後、実習の見直しにおいて事前・事後学習等を充実することにより、実習先に関連した現代的課題や他分野との関わりなどを実践的に学ぶことができるようになる。

併せて、新たに創設する「社会教育総合実践演習（仮称）」では「社会教育特講」を含む各科目の学びを振り返り、他の学生と知識・経験を共有することで様々な現代的課題に対する理解を深めることができる。

これらに加えて、今回の見直し全体による学生等の負担も考慮すると、「社会教育特講」については単位数を8単位から4単位程度に縮減することが適当と考えられる。

上記により、総単位数は現行より2単位少ない22単位程度を想定して、今後、具体的内容について引き続き検討することとする。このことは、教職課程との併修の促進や社会教育の裾野拡大等にも資するものと考えられる。

なお、今後の各科目の具体的内容・単位数等に係る検討にあたっては、大学の実態等を踏まえて、履修年次や内容について柔軟な開設ができるよう留意すべきである。

養成課程の科目・単位数に係る改正イメージ

〔現行〕

科目名	単位数
生涯学習概論	4
社会教育経営論	4
生涯学習支援論	4
社会教育特講	8
社会教育実習	1
社会教育演習・社会教育実習・社会教育課題研究（一科目以上）	3
合計	24



〔改正試案〕

科目名	単位数	
生涯学習概論	4	
社会教育経営論	4	
生涯学習支援論	4	
社会教育特講	4	
社会教育実習※	2	
社会教育演習・社会教育実習・社会教育課題研究（一科目以上）	2	3
社会教育総合実践演習	2	1
合計	22	

※「社会教育実習」（必修）には
事前・事後学習を含む

7. 今後さらに取り組みが求められる課題

（１）講習に関する具体的制度設計の更なる検討

本 WG では、社会教育人材ネットワークの活用をはじめとした、これからの社会教育の推進体制等を踏まえながら、新講習の基本的な枠組みを示した。

今後は、本報告書で提言した方向性に沿って、各科目の具体的な内容の見直しや、単位数の細分化、受講資格の見直し等について更に検討を進めることが必要である。なお、基本的な枠組みに基づいた検討が求められるが、現代の社会教育人材に求められる各科目の趣旨や内容を踏まえて、科目名称を見直すことも考えられる。

また、社会教育士の取得促進や多様な人材の参画拡大の観点から、講習受講前に有する学習歴や地域活動、社会教育に関する実務経験等を適切に評価する仕組みについて検討を進めることも期待される。その際、社会教育主事講習が社会人としての一定の経験がある者を対象に体系的に編成されていることを踏まえ、講習の質の確保や学修成果の担保との両立に十分留意しながら、引き続き検討を進めることが考えられる。

（２）養成課程の見直し等

本 WG において新講習の基本的な枠組みを検討するに当たっては、養成課程への影響も考慮しながら議論を進めてきたが、新講習の基本的な枠組みの考え方及び今後の更なる具体的制度設計と併せて、養成課程の具体的な内容等についても検討を進める必要がある。

（３）社会教育の更なる振興に向けて

今後、地域コミュニティの基盤を支える社会教育の振興を図る上では、社会教育に実際に携わる者以外の者（他の行政関係者や一般の地域住民など）にも、社会教育の必要性や有用性に対する理解を得られるようにしていくことが重要である。そのためには、より具体的に、多くの人が身近なところで社会教育士に出会い、その活動を見聞きしたり、触れたりできるよう、様々な分野で社会教育士が活躍できる環境を創出することが重要である。

その際、社会教育人材の養成を担うとともに、社会教育に関する知見の集約及び体系化、さらに学術的エビデンス等に基づいた社会教育の必要性や有用性についての発信などを担う大学が、これまで以上にこうした役割を果たしていくことが期待される。

また、今回の見直しを受け、まずは、社会教育人材の人数が増えて裾野が広がり、フォローアップ研修や社会教育人材ネットワークの整備により、社会教育人材が十分に活躍できる状況を創出していくことが重要であるが、社会教育人材が相当数に上るようになれば、社会教育に関するより高度な知見を備える人材を大学院で養成し、認証する制度について将来的に検討することも考えられる。

社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に関するワーキング・グループ 設置要項

令和 7 年 9 月 5 日

社会教育の在り方に関する特別部会了承

1 設置の趣旨

中央教育審議会生涯学習分科会社会教育の在り方に関する特別部会の「審議事項 1 に関する意見の整理」を踏まえ、社会教育主事と社会教育士の役割に応じた社会教育主事養成課程や社会教育主事講習での養成の在り方について専門的に検討を行うため、本ワーキング・グループを設置する。

2 検討事項

- (1) 社会教育主事・社会教育士に期待される役割、求められる能力について
- (2) 社会教育主事・社会教育士の養成課程・講習の在り方について
- (3) その他

3 実施方法

- (1) 別紙の委員の協力を得て、「2. 検討事項」に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めることができる。

4 設置期間

本ワーキング・グループは、「2. 検討事項」に係る検討が終了したときに廃止する。

5 その他

- (1) 本ワーキング・グループに関する庶務は、総合教育政策局地域学習推進課が国立教育政策研究所社会教育実践研究センターの協力を得て行う。
- (2) その他検討会の運営に関する事項は、必要に応じ会議に諮って定める。

(別紙)

社会教育主事・社会教育士養成等の改善・充実に係るワーキング・グループ
委員

青 山 鉄 兵 文教大学人間科学部 准教授

岡 幸 江 国立大学法人九州大学人間環境学研究院教育学部門 教授

井 口 啓太郎 国立市教育委員会教育部公民館館長補佐・生涯学習課 課長補佐兼
任（社会教育主事）

坂 口 緑 明治学院大学社会学部社会学科 教授

志々田 まなみ 国立教育政策研究所生涯学習政策研究部 総括研究官
(併)社会教育実践研究センター社会教育調査官

長 岡 広 之 北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課 課長補佐

水 野 敬一朗 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課社会教育班 副主査（社会教
育士）

(オブザーバー)

牧 野 篤 大正大学地域創生学部 教授、東京大学 名誉教授

令和7年9月5日時点

審議経過

令和7年11月17日 第1回

- ・社会教育主事・社会教育士に必要な知識、技術、養成の在り方等について意見交換

令和7年12月18日 第2回

- ・社会教育主事・社会教育士の養成の在り方について（全国社会教育職員養成研究連絡協議会発表）
- ・社会教育主事講習の課題等について（宇都宮大学発表）
- ・社会教育士に必要な知識技術等について－社会教育士の実践を通じて－（たんば社会教育士コミュニティ発表）

令和7年1月22日 第3回

- ・社会教育士に必要な知識技術等について－社会教育士の実践を通じて－（一般社団法人日本社会教育士会発表）
- ・意見交換

令和8年2月20日 第4回

- ・社会教育主事・社会教育士の養成の在り方について

令和8年3月19日 第5回

- ・今後の教職課程や教員免許制度の在り方について
- ・報告書（案）について

令和8年4月30日 第6回

- ・さらに検討を要する論点について（全国社会教育職員養成研究連絡協議会発表）

令和8年5月15日 第7回

- ・さらに検討を要する論点について
- ・報告書（案）について

令和8年6月24日 第8回

- ・報告書（案）について

添付資料

検討の前提となる資料

社会教育主事と社会教育士の役割・求められる能力及び知見（社会教育人材部会における整理）

学習計画や
学習内容の
立案・編成は
社会教育士
にとっても
有意義

他方、例えば
社会教育関係
団体の育成や
多様な分野と
のつなぎ等
に関して
講習でどこまで
対応可能か

※ 薄緑の吹き出しは、
本資料での追加部分

期待される役

求められる能力・知見

今後期待される
役割の方向性

社会教育主事

地域全体の 学びのオーガナイザー

＝社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助する役割

行政としての専門的知見（社会教育計画の策定、社会教育関係団体の育成、学習計画や学習内容の立案・編成に関わる知見など）

社会教育士

各分野の専門性を様々な場に活かす 学びのオーガナイザー

＝社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わる役割

首長部局、民間企業、NPOなどの
活躍の場において必要な各分野の専門的知見

社会教育の基本的な知見（社会教育行政に関するものを含む）は社会教育士にも必要

社会教育における学びと実践の活動を推進するために必要な、

- ①人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力、②人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力、③人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

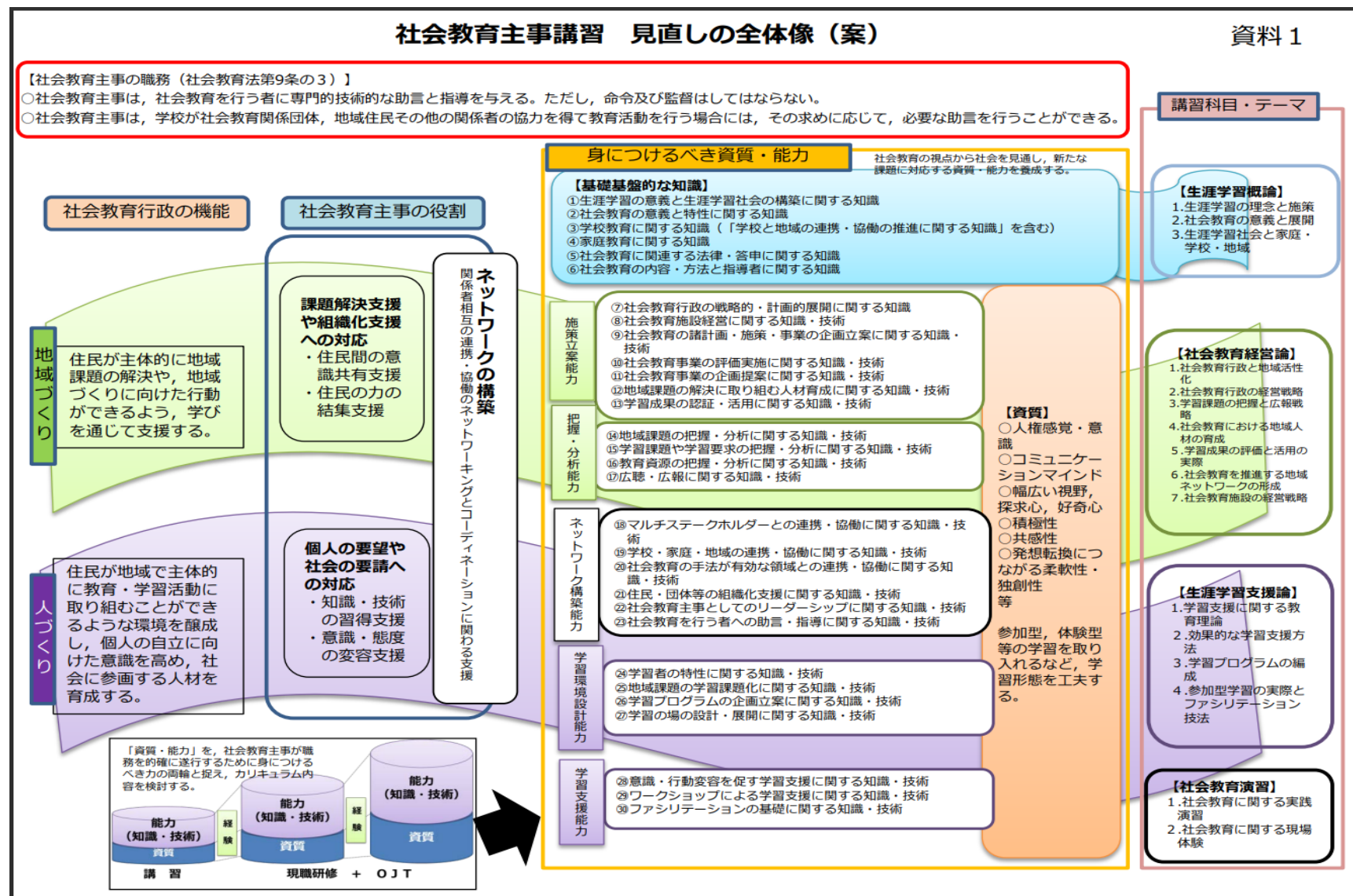
地域における多様な主体による関連する取組全体を踏まえながら、社会教育人材のネットワークを活用しつつ、コーディネート能力やファシリテーション能力等を発揮し、他分野の専門職と対等に協働しながら多様な分野と社会教育（行政）をつなぎ牽引する役割を担うことが期待される。

さらに、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割も担う。

各分野における専門性と社会教育の知見を活かしながら、様々な活動に社会教育としての学びの色彩を加える工夫を行ったり、また社会教育の手法を用いて活動を支援したりすることで、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする活躍が期待される。

さらに、地域の社会教育人材ネットワークを活用することで、社会教育士によって地域の様々な取組がより効果的に推進されるようになることが期待される。

社会教育主事が身につけるべき資質・能力（社会教育主事の養成等の在り方に関する調査研究報告書（平成28年8月）より）



(参考) 受講資格に関する現行の規定 (令和8年4月1日施行)

社会教育主事講習等規程(昭和26年文部省令第12号)(抄)

(講習の受講資格者)

第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第十七号。以下「改正法」という。)附則第二項の規定に該当する者
 - 二 教育職員の普通免許状を有する者
 - 三 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第一百五十五条第二項各号(第三号及び第八号を除く。)のいずれかに該当する者
 - 四 二年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者
 - 五 四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者
 - 六 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者
- 第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

【参考：社会教育主事の任用資格(社会教育法(昭和24年法律第207号)抄)】

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
 - イ 社会教育主事補の職にあつた期間
 - ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
 - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの
- 四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県教育委員会が認定したもの

(参考) 社会教育主事講習で取り扱う内容

【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

科目名・単位数	目 的	主な内容
生涯学習概論 〔2単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等
生涯学習支援論 〔2単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実際とファシリテーション技法 等
社会教育経営論 〔2単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実際 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略 等
社会教育演習 〔2単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	・社会教育に関する実践演習 ・社会教育に関する現場体験 等
合 計 8単位		

(参考) 社会教育主事養成課程で取り扱う内容

【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

科目名・単位数	目 的	主な内容
生涯学習概論 〔4単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等
生涯学習支援論 〔4単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実践とファシリテーション技法 等
社会教育経営論 〔4単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実践 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略 等
社会教育特講 〔8単位〕	社会教育主事としての幅広い視野、社会的関心を持たせるとともに、専門的内容についての理解を図る	・国際化と社会教育 ・情報化と社会教育 ・高齢化と社会教育 ・多文化共生と社会教育 ・社会的包摂と社会教育 ・健康教育と社会教育 ・防災・防犯と社会教育 ・人権教育と社会教育 ・同和問題と社会教育 ・環境問題と社会教育 ・青少年健全育成と社会教育 ・キャリア教育と社会教育 ・貧困問題と社会教育 ・家庭教育と社会教育 ・男女共同参画と社会教育 ・社会福祉と社会教育 ・特別支援教育と社会教育 ・消費者教育と社会教育 ・文化芸術と社会教育 ・文化財保護と社会教育 ・生涯スポーツと社会教育 ・地域の歴史文化と社会教育 ・地域産業と社会教育 ・ボランティア活動と社会教育 等
社会教育実習 〔1単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	・社会教育施設等における実習
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究 〔選択必修3単位〕		・具体の地域課題等を題材とした社会教育事業の立案 等に向けた演習 ・社会教育施設等における実習 ・社会教育の課題に関する研究 等
合 計 24単位		

5

社会教育主事・社会教育士に求められる役割・能力等

資料 1 - 2

つながりづくり

人づくり

地域づくり

	学びを促進する力	活動や事業を 社会教育としてデザインする力	つながりを促進する力
個人	楽しさや有用感等を実感できるようにして、興味・関心を醸成するとともに、主体的・継続的な取り組みを促進 認識や行動の変容への支援	楽しさを重視すること等による参加や学習を促す工夫 各人が課題等を自分事として捉え、認識や行動の変容が図られるよう企画・実施	他の学習や活動への参画・協力を促進 学習や地域活動をしようとする者に対して必要な連携・協力先を紹介
集団 ※ 1	協働的な学習・活動を支援 多様な者の参加を可能とする支援 参加者同士の良好な関係を築く支援	協働的な学びの場をデザイン (対話や協働活動を通した学び合いの実現) 多様な人が関わり合い、つながりあえる場や機会の創出（居場所づくりを含む）	活動や事業の実施に際し、行政をはじめとした関係者等と連携・協力 活動や事業の参加者同士や関係者とのつながりを継続できるよう支援
地域 ※ 2	地域課題や地域活動について、関心を高め、住民間の意識の共有を図るなど、住民と地域とのつながりを促進	地域課題の把握（行政上の目標や計画等との関係性も考慮） 地域課題解決や地域づくりを目指して企画	地域住民や関係者のつながりづくりを通して、複層的なネットワークを醸成 住民のつながりや取組の組織化を支援

地域住民が、学習その他の活動を通じてつながりあうことで、様々な地域課題を自分事として捉え、その解決を目指して主体的に取り組むとともに、相互に協力・支援しあえる地域コミュニティを実現

社会教育主事・社会教育士養成の改善・充実に関する
ワーキング・グループ（第7回）における主な意見等

第7回養成WGでは、今後の養成課程の在り方等を中心に検討し、報告書案全体について意見交換を行った。

○養成課程に関して

＜概要＞

- ・養成課程の見直しの方向性に係る試案について検討を行った。試案では、今後、学生が卒業後に社会教育士として多様な場で即戦力となって活躍できるよう、実践と省察を重視し、地域社会での実践力の向上を図ること、社会教育士として最低限必要な資質能力が確実に育成されるものとするため、単位の実質化や科目間の関連性を重視するとともに教職課程との連携・併修の促進等により社会教育士養成の質の向上と拡充を図るとした。
- ・具体的な見直しの内容として、社会教育実習や演習の充実、社会教育特講の見直しを図ることとし、以下の2つの試案について検討を行った。

（案1）幅広い地域課題について共通の知識を得る新たな「社会教育特講」（4単位）への見直し及び実習の充実（1単位から2単位へ）

（案2）「社会教育総合実践演習」（2単位）の新設と実習の充実（1単位から2単位へ）、
「社会教育特講」は現行と同じ選択科目（8単位から4単位へ）

＜委員意見＞

（全体）

- ・（資料1の）社会教育士の養成をメインとするという観点は、見ようによっては、今後養成課程では社会教育主事養成をしない、社会教育士だけを育成するかのように見えてしまう。講習では社会教育主事と社会教育士の両輪で進めるという決着をしたので、ここまでするかは議論が必要である。
- ・「社会に開かれた養成課程」とは、地域人材を外部講師として招くという趣旨ではなく、地域コミュニティの基盤となる社会教育という、社会教育部会が示す方向性に符号し、そこに養成課程の目的を置くこと、導入的講習やフォローアップも含めた全体の中で講習を位置付けるという、講習改革の方向性と連動し、養成課程も長期スパンで見て社会全体で人を育てるという方向性に位置づけること、実践と省察の往還や教育的アプローチの重視といった教育内容も含めた、改革の方向性を示すものである。
- ・「地域に開かれた養成課程」より「社会に開かれた養成課程」というほうが、より幅広い意味を持つと思う。単純に地域の課題解決を学ぶ、地域人材が養成課程で講師をするという話ではなく、養成課程を通じて社会に関わり、その経験が直接本業にはならなくても、

社会教育を学んだ学生が、いずれ地域の住民として、また関わり直す学びになっていく可能性を含めて、より幅広い意味で使っていくべきと思う。

- ・社会教育実習に来た学生が、実習後も地元の社会教育の中で活躍していたり、地域づくりの活動に参加していたりと、社会教育の若手の担い手になっていると聞く。また、高校の総合的探究の時間に地域課題や地域活性化について学んでいる生徒が多くなってきており、これら学校の中での学びは社会教育の特質を強くもっている。そこで学んだ経験を活かし、大学進学後もより深く学んでいける場として、社会教育主事の養成課程を活用していただくという姿もとても大事である。
- ・養成課程を取った人を卒業後に何かつなぐような形に配慮でき、そこが重要ということが書けると良い。
- ・開かれたというのは、単純に大学での学びだけで養成するというのではなく、地域社会の中でも活動することによって、さらに専門性が高まっていく、往還の話と同じ文脈として、「地域に開かれた」という言葉が少し補足されるとよい。
- ・社会教育課程なのに概論が生涯学習概論なのは違和感がある。
- ・養成課程は、社会教育主事を養成するという意味でも非常に重要である。養成課程の見直し、大学の社会教育主事の研究や人材の養成の充実につながるのが一番良い。各大学がより一層養成課程を進めていこうと思うような、大学の学生が、より社会教育養成課程を受けてみたい、学んでみたいと思うような改正になると良い。

（社会教育総合実践演習（案2）について）

- ・社会教育総合実践演習は良いと思う。教育実践演習が導入された際、教職課程の最後に、実習が終わった大学生たちと4年間の学びの何を振り返り、どんな知の統合を促していかなければならないのかということ（大学の）同僚たちと議論した。社会教育の養成課程を担う先生方が、いま一度実践と省察の往還を考えていく上で、社会教育総合実践演習という授業科目は1つの方向性を示すものとして位置づけられるのではないかと。
- ・社会教育主事養成課程が多様で、一律では捉えられないということは、大学教育の自由度であると思う。特講の内容を詰め詰めに設定して、縛りを示すより、社会教育総合実践演習の中でどのように実践と省察の往還をし、最終のゴールにたどり着くか、そういうことを考えてもらう機会を提案する改正になるのではないかと。ダイバーシティに関わるものはぜひ含めてほしいが、特講の内容設定を厳密にしすぎると、大学にとっては苦しいのではないかと。
- ・（自身の）大学では演習で卒論を書くなど、やるのがかなりあり、それに重ねて社会教育総合実践演習2単位を必修に入れることは、学生にとって負担感があると思う。教員のマンパワーの点もあるが、学生によっては4年生で短期留学に行くこともあり、後期に設定することの重さを想像する。複数の大学間で科目を設定して春休みなどに集中して履修できる方法があって、社会教育士を目指す人がプラスアルファのようにカウントされ

るという形であればよいと思う。

- ・現在、実習の準備と振り返り、つまりホームルーム的にこれまでのまとめをしながら、事前事後学習を運営するという、総合実践演習に近い内容を課題研究と実習をセットにする形で運営している。そうすると、(案2表中の選択科目2、総合実践演習2は)どちらかの2単位で良いようにも思う。これらの関係性はもう少し吟味しても良いかもしれない。総合実習演習2にして、3、4年次どこでも良いから、ホームルームを行うという指示だけにすると総単位数は減って、追加の部分が少し弱まるかもしれない。
- ・案2は、ホームルーム的な授業を持つことはいいと思うが、2単位必要かというところが疑問である。1単位であれば、秋休みあたりに2日間使って実施する、集中型で実施するなど、工夫ができるように思う。
- ・社会教育実習の実習生を受け入れる側の視点では、実習が、学生にとって非常に重要な学びになることは異論がないところと思う。実践と省察の往還を通じて実践力を高める学びに、養成課程をよりよいものに改革、充実することが今回の1つの目玉になることはまず基本になると思う。
- ・学生が実習を通じて実践力を高める学びを充実させていくと同時に、地域や社会における実習のプロセスの中で、実践の場が若者や学生たちを受け入れていくことによって、よりよい実践を生み出していくという観点はとても重要と思う。1単位よりは2単位以上、一定の時間きちんと実践に関わり切るという観点は重要と思う。
- ・特講を通じて、社会教育を構成する非常に幅広い領域や分野を学んでいく観点そのものはあってよいと思う。いわゆる地域課題解決のための学習のように、あまり狭くし過ぎないほうが良いと思う。社会教育特講が幅広い内容を取り扱う、アラカルト的ではあっても、自分の関心分野に応じて学んでいくことは決して課題があることばかりではなく、ポジティブに捉えても良いと思う。それをつなげるための科目としての(案2の)総合実践演習をきちんと検討していくほうが生産的という印象を持っている。
- ・(選択科目の)3単位で、社会教育演習や社会教育課題研究で何をすべきなのか、どんなことをやってほしいと思っているのかということを中心に、明記する改革の仕方でも良いかもしれない。
- ・社会教育総合実践演習を何かに充てることが可能であれば、置けるかもしれない。(科目名として示すかという点について) その場合、実習を実質化することを打ち出すなら、新規で変わることを象徴する科目名を隠す必要はないと思う。

(社会教育特講の見直し(案1)について)

- ・案1の方がスムーズと思う。社会教育特講の実質化、実習の充実が良い。実習は振り返りにどれくらいの時間を取るか迷いながら行っていたので、2単位であるとやりやすい。
- ・(案1のように特講の)新設2科目をつくる方が負担は大きく感じる。学生側が4年次にもう1科目増えることに負担はないわけではないが、最後のまとめの授業を中心的な教

員が1コマ行方方が、今の制度からの移行がスムーズと想像する。それをやりながら就職活動をしたり、そこから進路につなげたりするという意味では、4年次に社会教育の科目が1個あるのは、それほどストレスなく入れそうな印象がある。大学によっても違いがあるかもしれない。

- ・案1の場合、ただ地域課題を学ぶだけということであれば、それに意味があるのだろうかと思う。新しい科目をつくるのであれば、相当精査し、必要性を示して、納得できるようなものにしていただきたい。

⇒上記の御議論を踏まえ、概ね案2をベースに検討することとし、事務局にて、社会教育総合実践演習を1～2単位、社会教育実習・社会教育演習・社会教育課題研究（選択科目）を2～3単位として、全体として22単位を確保することとし、社会教育総合実践演習の時期等については、基本的には実習の後を想定するものの、必ずしも4年の後期という固定的な時期ではなく柔軟性を持たせる方向性で案を修正することとした。

（報告書案について）

○求められる能力（8ページ）

- ・社会教育士の本質ということと関わっていると、③の「地域コミュニティの維持及び形成をはじめ持続可能な社会の実現に資するものであること」の並びの中に、（社会教育士に求められる専門性について）社会教育特別部会で議論があった「民主主義と住民自治の醸成」という表現も入っているのではないかと。
- ・求められる能力の意味が取りにくくなっている印象があり、個人のレベルとコミュニティのレベルとシステムをつくるレベルに分けて、それぞれの構造で専門性を捉えることが重要だという趣旨が分かる表現のほうがよいのではないかと。

○導入的講習（11ページ）

- ・導入的講習についてもう少し議論した方がよいと思う。社会教育の基礎を学ぶことを位置づけようとしているのか、社会教育の魅力を学ぼうとするのか、導入的講習がどのようなイメージであるかを少し書き込む必要がある。「基礎的な」という表現にしてもいいのではないかと。
- ・主事講習の単位数を減らさないで、講習受講の負担が重いので導入的講習を行うという書き方になっている。例えば、地域の人材を支えてきた基盤が大きく変わる必要があり、そのような層を支える上で導入的講習が必要、というようにもう少し積極的に打ち出す書き方に工夫した方がよい。

○フォローアップ研修（13ページ）

- ・社会教育主事講習はエントリーモデルであって、ずっと学び続けるということを書いたほうがよいのではないかと。足らないからフォローアップするようなイメージがあるので、「継続教育」という言い方をした方が良く、少し書き換えられると良い。学び続けること

で専門性が担保できるという言い方の方が良いのではないか。

- ・「フォローアップ研修」に対する後ろ向きのイメージはないが、主事講習のこととして書かれており、養成課程を出た学生達とのコラボレーションなど、そこが加わるような工夫を意識していただけるよう、書き加えられると良い。

<議論を踏まえた検討試案(科目構成)>

「社会教育総合実践演習」の新設・追加等、演習・実習の充実

「社会教育総合実践演習」を新設・追加

各科目で学んだ内容を有機的に統合できるようにするため、養成課程における全ての学びを振り返り、総括し、学生同士で知識・経験を共有する機会を充実。養成課程のみならず、大学全体の学びを通じて得られた専門性を活かし、社会教育の講座等、学びの場づくり等や地域づくり等を実際に企画できる実践力を育成

社会教育特講は幅広い科目から選択(現行と同じ)

現行の社会教育特講8単位を4単位とし、幅広い社会教育特講の科目から希望する科目を自由に選択(「社会教育総合実践演習」で科目を有機的に統合)

※教職課程において社会教育に関連性が高い科目を社会教育特講の科目として位置付けることなどにより併修を推進

「社会教育実習」(必修)を充実

社会教育を通じた地域課題の解決につながるような確かな学びとなるよう、事前・事後学習等を充実(実習期間の延長や実習先の多角化も考えられる)

変更案

現行

科目名	単位数
生涯学習概論	4
社会教育経営論	4
生涯学習支援論	4
社会教育特講	8
社会教育実習	1
社会教育演習・社会教育実習・社会教育課題研究(一科目以上)	3
合計	24



科目名	単位数	
生涯学習概論	4	
社会教育経営論	4	
生涯学習支援論	4	
社会教育特講	4	
社会教育実習※	2	
社会教育演習・社会教育実習・社会教育課題研究(一科目以上)	2	3
社会教育総合実践演習	2	1
合計	22	

※「社会教育実習」(必修)には事前・事後学習を含む

参考資料

期待される役割

社会教育主事

地域全体の 学びのオーガナイザー

＝社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助する役割

社会教育士

各分野の専門性を様々な場に活かす 学びのオーガナイザー

＝社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わる役割

求められる能力・知見

行政としての専門的知見(社会教育計画の策定、社会教育関係団体の育成、学習計画や学習内容の立案・編成に関わる知見など)

首長部局、民間企業、NPOなどの活躍の場において必要な各分野の専門的知見



社会教育における学びと実践の活動を推進するために必要な、

- ①人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力、②人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力、③人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

今後期待される
役割の方向性

地域における多様な主体による関連する取組全体を踏まえながら、社会教育人材のネットワークを活用しつつ、コーディネート能力やファシリテーション能力等を発揮し、他分野の専門職と対等に協働しながら多様な分野と社会教育(行政)をつなぎ牽引する役割を担うことが期待される。

さらに、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割も担う。

各分野における専門性と社会教育の知見を活かしながら、様々な活動に社会教育としての学びの色彩を加える工夫を行ったり、また社会教育の手法を用いて活動を支援したりすることで、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする活躍が期待される。

さらに、地域の社会教育人材ネットワークを活用することで、社会教育士によって地域の様々な取組がより効果的に推進されるようになることが期待される。

社会教育主事講習 見直しの全体像 (案)

社会教育主事の養成等の在り方に関する
調査研究報告書 (平成28年8月)より

講習科目・テーマ

【生涯学習概論】

- 1.生涯学習の理念と施策
- 2.社会教育の意義と展開
- 3.生涯学習社会と家庭・学校・地域

【社会教育経営論】

- 1.社会教育行政と地域活性化
- 2.社会教育行政の経営戦略
- 3.学習課題の把握と広報戦略
- 4.社会教育における地域人材の育成
- 5.学習成果の評価と活用の実際
- 6.社会教育を推進する地域ネットワークの形成
- 7.社会教育施設の経営戦略

【生涯学習支援論】

- 1.学習支援に関する教育理論
- 2.効果的な学習支援方法
- 3.学習プログラムの編成
- 4.参加型学習の実際とファシリテーション技法

【社会教育演習】

- 1.社会教育に関する実践演習
- 2.社会教育に関する現場体験

身につけるべき資質・能力

社会教育の視点から社会を見直し、新たな課題に対応する資質・能力を養成する。

【基礎基盤的な知識】

- ①生涯学習の意義と生涯学習社会の構築に関する知識
- ②社会教育の意義と特性に関する知識
- ③学校教育に関する知識 (「学校と地域の連携・協働の推進に関する知識」を含む)
- ④家庭教育に関する知識
- ⑤社会教育に関連する法律・答申に関する知識
- ⑥社会教育の内容・方法と指導者に関する知識

施策立案能力

- ⑦社会教育行政の戦略的・計画的展開に関する知識
- ⑧社会教育施設経営に関する知識・技術
- ⑨社会教育の諸計画・施策・事業の企画立案に関する知識・技術
- ⑩社会教育事業の評価実施に関する知識・技術
- ⑪社会教育事業の企画提案に関する知識・技術
- ⑫地域課題の解決に取り組む人材育成に関する知識・技術
- ⑬学習成果の認証・活用に関する知識・技術

把握・分析能力

- ⑭地域課題の把握・分析に関する知識・技術
- ⑮学習課題や学習要求の把握・分析に関する知識・技術
- ⑯教育資源の把握・分析に関する知識・技術
- ⑰広聴・広報に関する知識・技術

ネットワーク構築能力

- ⑱マルチステークホルダーとの連携・協働に関する知識・技術
- ⑲学校・家庭・地域の連携・協働に関する知識・技術
- ⑳社会教育の手法が有効な領域との連携・協働に関する知識・技術
- ㉑住民・団体等の組織化支援に関する知識・技術
- ㉒社会教育主事としてのリーダーシップに関する知識・技術
- ㉓社会教育を行う者への助言・指導に関する知識・技術

学習環境設計能力

- ㉔学習者の特性に関する知識・技術
- ㉕地域課題の学習課題化に関する知識・技術
- ㉖学習プログラムの企画立案に関する知識・技術
- ㉗学習の場の設計・展開に関する知識・技術

学習支援能力

- ㉘意識・行動変容を促す学習支援に関する知識・技術
- ㉙ワークショップによる学習支援に関する知識・技術
- ㉚ファシリテーションの基礎に関する知識・技術

【資質】
○人権感覚・意識
○コミュニケーションマインド
○幅広い視野、探求心、好奇心
○積極性
○共感性
○発想転換につながる柔軟性・独創性等

参加型、体験型等の学習を取り入れるなど、学習形態を工夫する。

社会教育行政の機能

社会教育主事の役割

ネットワークの構築
関係者相互の連携・協働のネットワークとコーディネーションに関わる支援

課題解決支援 や組織化支援 への対応

- ・住民間の意識共有支援
- ・住民の力の結集支援

個人の要望や 社会の要請への 対応

- ・知識・技術の習得支援
- ・意識・態度の変容支援

地域づくり
住民が主体的に地域課題の解決や、地域づくりに向けた行動ができるよう、学びを通じて支援する。

人づくり
住民が地域で主体的に取り組むことができるような環境を醸成し、個人の自立に向けた意識を高め、社会に参画する人材を育成する。

「資質・能力」を、社会教育主事が職務を的確に遂行するために身につけるべき力の両輪と捉え、カリキュラム内容を検討する。



社会教育士に今後求められる専門的知識及び技術

○コーディネート能力・ファシリテーション能力・プレゼンテーション能力

- ・これらは必要な基盤とは思ふものの、スキルとして習得し、その場で自分の力を発揮するにとどまっている。求められるのは会議をうまく回す力ではなく、地域に入り、自らの経験を踏まえて人と人をつなぎ、新しい対話の場を生み出す力
- ・これらの能力は何のためにあるのか、一人一人の主体性を形成し、そこから協働をデザインしていくという冠があり、そのためにこれらの力が必要と明確に示さないとスキルが先走る印象
- ・これらの能力だけが社会教育士の専門性であると前面に出されると、首長部局における地域コミュニティ形成の中で、わざわざ社会教育士の称号がある人を活用する必要性を感じない
- ・この数十年、ファシリテーションの意味が変わってきており、表面的な進行・テクニカルな部分に収められしり進行の役割そのものを示す言葉のように使われたりしている。学習支援という社会教育の考え方を伴った方法論としてマインドセットし、技術・能力の考え方の原理を踏まえることが重要

○人権感覚・多様性への理解・社会的包摂

○コミュニティを形成する能力、民主主義と住民自治に関する専門性

○主体性を涵養する力、伴走支援

○地域課題・地域資源の把握、地域課題解決力

○チームビルディング

○評価・成果、PDCAに関する能力

養成課程の在り方

- ・養成課程の科目履修の自由度が低い。他学部科目から自分が興味・関心がある分野を学べると良い
- ・大学で学んだことを活かせる実践の場が欲しい。例えば、大学で学生対象の企画や公民館の講座を企画できる機会等があるとよい。例えば防災や学校教育など、養成課程の科目以外の学びをホームルームのような時間に持ち寄り、それらを実際に活かして企画する場があると、視野が広がり、活用の幅も広がって良い
- ・社会教育主事養成が前提となっていることに居心地の悪さを感じることもある。社会教育自体を学びたい学生も多くいる

社会教育主事講習で取り扱う内容

【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

科目名・単位数	目 的	主な内容
生涯学習概論 〔2単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等
生涯学習支援論 〔2単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実際とファシリテーション技法 等
社会教育経営論 〔2単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実際 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略 等
社会教育演習 〔2単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	・社会教育に関する実践演習 ・社会教育に関する現場体験 等
合 計 8単位		

社会教育主事養成課程で取り扱う内容

(参考)



【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

科目名・単位数	目 的	主な内容
生涯学習概論 〔4単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等
生涯学習支援論 〔4単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実践とファシリテーション技法 等
社会教育経営論 〔4単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実践 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略 等
社会教育特講 〔8単位〕	社会教育主事としての幅広い視野、社会的関心を持たせるとともに、専門的内容についての理解を図る	・国際化と社会教育 ・情報化と社会教育 ・高齢化と社会教育 ・多文化共生と社会教育 ・社会的包摂と社会教育 ・健康教育と社会教育 ・防災・防犯と社会教育 ・人権教育と社会教育 ・同和問題と社会教育 ・環境問題と社会教育 ・青少年健全育成と社会教育 ・キャリア教育と社会教育 ・貧困問題と社会教育 ・家庭教育と社会教育 ・男女共同参画と社会教育 ・社会福祉と社会教育 ・特別支援教育と社会教育 ・消費者教育と社会教育 ・文化芸術と社会教育 ・文化財保護と社会教育 ・生涯スポーツと社会教育 ・地域の歴史文化と社会教育 ・地域産業と社会教育 ・ボランティア活動と社会教育 等
社会教育実習 〔1単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	・社会教育施設等における実習
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究 〔選択必修3単位〕		・具体の地域課題等を題材とした社会教育事業の立案 等に向けた演習 ・社会教育施設等における実習 ・社会教育の課題に関する研究 等
合 計 24単位		